

取手市告示第211号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき
特定生産緑地を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和4年9月9日

取手市長 藤井 信吾



- 1 特定生産緑地の区域及び面積
別紙のとおり